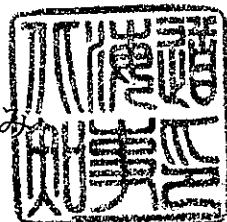


写

地権第126号
平成23年10月28日

内閣総理大臣 野田佳彦様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更についての提案について
のことについて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律
第6条第1項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針の変更について、別
添のとおり提案します。

(総合政策部地域主権局参事)

道州制特別区域基本方針の変更についての提案

平成23年10月
北海道

道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、基本方針の変更の素案を添えて、次のとおり提案をする。

法令の特例措置以外の法令に関する措置の追加について

基本方針の別表2を変更し、次に掲げる措置を追加すること。

- 1 納税者の利便性の向上等に資するよう、地方自治法施行令第158条に規定する普通地方公共団体が私人に収納の事務を委託することができる歳入について、道又は市町村に対する寄附金を追加すること。
- 2 広域分散型の地域特性を有する北海道において、地域の実情に応じた地域住民の生活交通の確保を図るよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 国土交通大臣が行っている道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録に関する事務について、事務の移譲を要望する市町村長が行うことができるようになるとともに、当該事務に要する費用に係る交付金の交付について適切な措置を講ずること。
 - (2) (1)により自家用有償旅客運送の登録に関する事務を市町村長が行う場合、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録の要件、基準等を定めることができるようすること。
- 3 交通アクセスを含めた安全で良質なアウトドア活動に係るサービスを観光客に提供し、北海道におけるアウトドア観光のブランド化を進めるため、道が認定するアウトドア事業者又はアウトドアガイドが、安全確保対策等の一定の条件を満たす場合、自家用自動車により有償運送を行うことができるよう適切な措置を講ずること。
- 4 国税庁長官が行っている認定特定非営利活動法人の認定及び監督に関する事務が都道府県知事等に移譲されることから、当該事務を適正かつ円滑に実施できるよう、道等と国税庁が情報共有や協議を行うことができる実効性のある仕組みを設けるとともに、当該事務に要する費用に係る交付金の交付について適切な措置を講ずること。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	8
措置の名称	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に規定する普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に係る特例措置
措置の内容	特定広域団体が地方自治法施行令第158条に規定する普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に係る特例措置に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同条の規定にかかわらず、特定広域団体又は特定広域団体の区域内の市町村に対する地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金について私人にその収納の事務を委託することができることとする。
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	9
措置の名称	道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録に関する事務に係る特例措置
措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、国土交通大臣ではなく、自家用有償旅客運送の登録に関する事務の移譲を要望する特定広域団体の区域内の市町村の市町村長が、次の事務を行うことができることとする。</p> <p>また、当該市町村長が実施する次の事務に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客運送の登録 2 道路運送法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録 3 道路運送法第79条の7第1項の規定による変更登録 4 道路運送法第79条の7第3項の規定による軽微な事項の変更に係る届出の受理 5 道路運送法第79条の7第4項の規定による登録簿への登録 6 道路運送法第79条の11の規定による業務の廃止に係る届出の受理
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	10
措置の名称	道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送に係る特例措置
措置の内容	<p>特定広域団体が次の措置に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、道路運送法及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に、特定広域団体の区域内の市町村の市町村長が自家用有償旅客運送の登録に関する事務の移譲を受けた場合に係る次の措置を内容とする規定を追加する。</p> <p>1 道路運送法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録について、あらかじめ道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議、同令第9条第2項に規定する協議会又は同令第51条の7に規定する運営協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）の合意により認められた基準を満たす場合は、改めて地域公共交通会議等の合意を得ることなく、更新の登録ができることとする。</p> <p>2 道路運送法第79条の7第3項及び道路運送法施行規則第51条の13第1項に規定する軽微な事項について、これらの規定にかかわらず、地域公共交通会議等の合意により定めることとする。</p> <p>3 道路運送法施行規則第48条及び第49条に規定する自家用有償旅客運送を行うことができる者及び旅客の範囲について、これらの規定にかかわらず、地域公共交通会議等の合意により定めることとする。</p> <p>4 道路運送法第79条の8第2項及び道路運送法施行規則第51条の15に規定する旅客から收受する対価の基準について、これらの規定にかかわらず、地域公共交通会議等の合意により定めることとする。</p>
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	11
措置の名称	特定広域団体が認定するアウトドア事業者等が行う道路運送法第78条第3号に規定する自家用自動車の有償運送に係る特例措置
措置の内容	<p>特定広域団体が次の措置に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、道路運送法に次の措置を内容とする規定を追加する。</p> <p>1　目的</p> <p>特定広域団体が認定するアウトドア事業者又はアウトドアガイドが自家用自動車による有償運送を行うことにより、交通アクセスを含めた安全で良質なアウトドア活動に係るサービスを観光客に提供し、アウトドア観光のブランド化を進めることを目的とする。</p> <p>2　制度の概要</p> <p>(1)　許可の手続</p> <p>アウトドア事業者又はアウトドアガイドは、道路運送法第78条第3号の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けることにより、自家用自動車による有償運送を行うことができることとする。</p> <p>(2)　許可の有効期間</p> <p>許可の有効期間（有効期間の更新の許可を受けた場合における当該更新の許可に係る有効期間を含む。）は、許可の日から起算して2年とする。ただし、更新の許可を受けようとする者が、運送の用に供する自家用自動車の転覆、火災その他重大な事故を引き起こしていない場合であって、かつ、業務の停止命令を受けていないときは、許可の日から起算して3年とする。</p> <p>(3)　運送の実施主体</p>

特定広域団体が認定するアウトドア事業者又はアウトドアガイドとする。

(4) 旅客の範囲

特定広域団体が認定するアウトドア事業者又はアウトドアガイドからサービスの提供を受ける者及びその同伴者とする。

(5) 運送の区域

サービスを提供する場所と最寄りの駅、バス停留所等との間とする。

(6) 旅客から收受する対価の基準

ア 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。

イ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

ウ 営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であること。

(7) 運送の用に供する自家用自動車の種類

ア バス（乗車定員11人以上の自動車）

イ 普通自動車（乗車定員11人未満の自動車）

(8) 運送の用に供する自家用自動車の運転者

ア 道路交通法に規定する第二種運転免許を受けている者

イ 道路交通法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

(9) 運送の安全を確保するための措置

運送の用に供する自家用自動車の運行管理及び整備管理の体制並びに旅客の生命、身体及び財産の損害を賠償するための措置については、道路運送法施行規則第49条第2号に規定する過疎地有償運送と同程度の措置を講ずることとする。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	12
措置の名称	税制上の優遇措置を受けられる特定非営利活動法人を適正かつ円滑に認定及び監督するための国と特定広域団体等が連携を図る仕組みなどの法制化
措置の内容	<p>特定広域団体が次の措置に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に次の措置を内容とする規定を追加する。</p> <p>1 稟税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2の規定に基づき国税庁長官が行っている認定特定非営利活動法人の認定及び監督に関する事務が特定非営利活動促進法の一部改正により平成24年4月1日から都道府県知事等に移譲されることに伴い、特定広域団体等が当該事務を適正かつ円滑に実施できるよう、国税庁と特定広域団体等が情報共有や協議を行うことができる実効性のある仕組みを設けることとする。</p> <p>2 特定広域団体等が実施する認定特定非営利活動法人の認定及び監督に関する事務に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。</p>
関係省庁	内閣府